

青森県研究開発評価指針

平成 14 年 8 月 30 日策定

平成 18 年 3 月 30 日改正

第 1 趣 旨

この指針は、県立の試験研究機関が行う研究開発の評価（以下「研究開発評価」という。）について、基本的な事項を定めるものとする。

第 2 評価の目的

研究開発評価は、試験研究機関における効果的・効率的な研究開発を推進し、もって、本県産業・経済の活性化、豊かな県民生活に貢献することを目的とする。

第 3 評価の意義

研究開発評価は、次に掲げる意義を有するものとする。

- (1) 柔軟で、競争的、かつ、開かれた研究開発環境を創出し、研究開発に従事する職員における意欲の向上と創造性の発揮を図ること。
- (2) 試験研究機関における予算、人事等の適正、効率的な資源配分に資すること。
- (3) 試験研究機関が行う研究開発に対する県民、企業等の理解を促進すること。

第 4 評価の基本理念

研究開発評価における「評価の意義」を実現するため、次の各号に掲げる基本理念により、評価を実施するものとする。

(1) 「公正さと透明性の確保」

評価における公正さと透明性を確保するため、評価の基準は、可能な限り、客観的な数値指標を用いるとともに、外部有識者の意見を活用する。

(2) 「継続性の確保」

評価と研究開発は、評価とその結果を反映した研究開発の進展という繰り返しのプロセスを辿ることから、研究開発の継続性に考慮した評価とする。

(3) 「実効性の確保」

評価結果は、研究開発のより効果的・効率的な実施や、今後の計画立案などに活用可能なものとするとともに、予算、人材等の資源配分の資料となるよう、評価のための評価ではない実効性のある評価とする。

第 5 評価の方法

1 評価の対象

原則として、試験研究機関が行う、基礎的研究及び応用化研究並びにこれらに付随する試験、分析等からなる研究開発を評価の対象とし、普及、指導、依頼試験業務等はその対象外とする。

2 評価の区分と項目

評価は、次に掲げる区分毎に、それぞれ評価項目を設定し行うものとする。

(1) 事前評価

新たな予算計上を伴う新規の研究開発を対象に、研究開発着手の妥当性・必然性を判断するために必要な評価項目を設定する。

(2) 中間評価

長期間を要する研究開発を対象とし、その着手から一定期間経過後、継続して実施すべき否かの判断基準となる評価項目を設定する。

(3) 事後評価

すべての研究開発を対象とし、その終了時点で、計画の達成度と成果活用の実現性確認のための評価項目を設定する。

3 評価実施の基本構成

評価は、次に掲げる構成を基本として実施するものとする。

(1) 内部評価の実施

研究開発評価は、試験研究機関における研究開発戦略の立案、展開方向の設定や、進捗状況管理、予算・人材配分の資料となるものであることから、部局内部で行うことを前提とする。

(2) 外部評価の実施

内部評価により実施が適当とされた研究開発のうち、より、客観的で、公正な評価を得る必要があるものについては、選別し、外部の有識者による評価を実施する。

(3) 評価委員会の設置

内部評価及び外部評価のいずれにおいても、客観性、公正さを確保するため、評価委員会を設置する。

(4) 評価結果の活用

試験研究機関所管課長及び試験研究機関の長は、評価結果に基づき、研究開発計画の適正化、研究開発資源の見直し等を行うなど、可能な限り評価結果を活用する。

第6 評価結果の公表

試験研究機関が行う研究開発に対する県民、企業等の理解を深めるとともに、ニーズ発掘の機会とするため、評価結果は広く公表するものとする。